

(寄稿)

NOMURA

平成 29 年度税制改正後の認定医療法人制度について

本年 6 月に改正後の医療法、9 月に医療法施行規則が公布され、出資持分なし医療法人へ移行する際の非課税要件が明らかになりました。改正により、従来の非課税移行要件が緩和され、出資持分なし医療法人へ移行しやすくなりました。

これまで、出資持分なし医療法人へ移行しようとしても、出資持分放棄の際、医療法人に課せられる贈与税の額によっては、財務的インパクトの大きさから出資持分なし医療法人への移行に踏み切れないケースもありました。出資持分なし医療法人への移行検討が必要な医療法人にとっては新たな道が開かれたわけです。

これまでの非課税移行要件では、社会医療法人又は特定医療法人並みの要件が求められましたが、今回の改正では、従前の簡易要件に加え、運営の適正性要件 8 項目を満たす認定医療法人が出資持分なし医療法人へ移行をした場合には、医療法人に贈与税を課さないこととしています。

運営の適正性要件には、医療法人関係者に対する特別の利益供与の禁止や、理事、監事に対して不当に高額とならない報酬基準(基準額の記載はない)など、従前の要件と重複する部分もありますが、社会保険診療等の収入割合が 80% を超えること、という要件の社会保険診療等に含まれる介護保険収入の範囲(特定施設入所者生活介護等)も拡大されました。社会保険収入要件の緩和は、地域包括ケアの実現に向けて介護事業へ積極的な医療法人も多く、対象となる医療法人が大幅に増えるのではないのでしょうか。

これ以外にも役員の親族要件や社会規模要件(社会的存在として認識される程度の規模を有していること)が緩和されました。社会規模要件の緩和によりクリニックも対象に加わることになります。

本稿は、税理士法人山田&パートナーズ 医療事業部 山本 竜也氏に税制改正後の認定医療法人制度について寄稿いただき、平成 26 年度医療法改定との比較、非課税要件について詳しく解説いただきました。

世代交代が進む中、安定的な医療法人経営を実現すべく、方策の一つとしてこの認定医療法人制度の活用が選択肢の一つとなります。今回の改正内容を改めて精査し、出資持分対策を再検討してはいかがでしょうか。

(市川)

2017 年 11 月 20 日

Healthcare note

(No. 17-11)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
山本 竜也

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部